



農業法人と農地所有適格法人（農業生産法人）

2016年4月1日施行の改正農地法により、「農業生産法人」は「農地所有適格法人」に呼称が変更となり、要件が緩和されました。

法人が農業に参入する場合の要件：

共通要件

- 農地のすべてを効率的に利用：機械や労働力等を適切に利用するための営農計画を持っていること
- 一定の面積を経営：農地取得後の農地面積の合計が、原則50a（北海道は2ha）以上であることが必要。ただし、この面積は、地域の実情に応じて市町村の農業委員会が引下げる可能である。
- 周辺の農地利用に支障がない：水利調整に参加しない、無農薬栽培の取組みが行われている地域で農薬を使用するなどの行為をしないこと

農地を所有する又は借りる

農地所有適格法人

- 法人形態：株式会社（公開会社でないもの）、農事組合法人、持分会社
- 事業内容：主たる事業が農業（自ら生産した農産物の加工・販売等の関連事業を含む）【直近3年の売上高の過半】
- 議決権：農業関係者が総議決権の過半を占めること
- 役員：
 - ・役員の過半が農業に常時従事する構成員（原則年間150日以上）であること。
 - ・役員又は重要な使用人が1人以上農作業に従事（原則年間60日以上）すること。

農地を借りる

一般法人

- 貸借契約に解除条件が付されていること（解除条件の内容：農地を適切に利用しない場合に契約を解除すること）
- 地域における適切な役割分担のもとに農業を行うこと（役割分担の内容：集落での話し合いへの参加、農道や水路の維持活動への参画など）
- 業務執行役員又は重要な使用人が1人以上農業に常時従事すること（農業の内容：農作業に限らず、マーケティング等経営や企画に関するものであっても可）

法人が農業を営むにあたり、農地を所有（売買）しようとする場合は、必ず上記の要件を満たす必要があります（「2号法人」とも呼ばれます）。ただし、農地を利用しない農業を営む法人や、農地を借りて農業を営む法人は、必ずしも農地所有適格法人の要件を満たす必要はなく（「1号法人」とも呼ばれます）、法人化する場合、どのタイプの法人を選ぶのか、それぞれの法人形態の特色や自らの経営展望に照らして選択する必要があります。